

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	4-1
許認可等の種類	麻薬取扱者の免許			
根拠法令条例等・条項	麻薬及び向精神薬取締法第3条			
許認可等の概要	麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者の免許			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・麻薬及び向精神薬取締法第3条 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者の免許は厚生労働大臣が、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許は都道府県知事が、それぞれ麻薬業務所ごとに行う。</p> <p>2 次に掲げる者でなければ、免許を受けることができない。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>(5)麻薬元卸売業者又は麻薬卸売業者の免許については、薬事法の規定により薬局開設の許可を受けている者又は同法の規定により医薬品の販売業の許可を受けている者であつて、自ら薬剤師であるか若しくは薬剤師を使用しているもの</p> <p>(6)麻薬小売業者の免許については、薬事法の規定により薬局開設の許可を受けている者</p> <p>(7)麻薬施用者の免許については、医師、歯科医師又は獣医師</p> <p>(8)麻薬管理者の免許については、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師</p> <p>(9)麻薬研究者の免許については、学術研究上麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用することを必要とする者</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。</p> <p>(1)第51条第1項の規定により免許を取り消され、取消の日から3年を経過していない者</p> <p>(2)罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、3年を経過していない者</p> <p>(3)前2号に該当する者を除くほか、この法律、大麻取締法(昭和23年法律第124号)、あへん法、薬剤師法(昭和35年法律第146号)、薬事法、医師法(昭和23年法律第201号)、医療法その他薬事若しくは医事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から2年を経過していない者</p> <p>(4)成年被後見人</p> <p>(5)心身の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>(6)麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者</p> <p>(7)法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>・麻薬及び向精神薬取締法施行規則第1条の2 法第3条第3項第5号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>・麻薬及び向精神薬取締法施行規則第1条の3 厚生労働大臣、地方厚生局長又は都道府県知事は、麻薬取扱者の免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に当該免許を与えるかどうかを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならない。</p>			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	-			